



将来認知症になって、お金の管理ができなくなるんじゃないかと不安に思っています。

Q 私は現在70歳です。夫は数年前に他界し、夫との間に子供はおらず、ひとり暮らしをしています。将来、自分が認知症になり、判断能力が低下して預貯金の管理等ができなくなったらと考えると、最近、不安を感じます。今のうちに、将来に備えてできることはあるでしょうか。

A このような場合、任意後見制度の利用が考えられます。(法定後見制度については、「こんにちほ!社協です!! 2011年8月~12月号」をご覧ください。)

任意後見は、判断能力が不十分になった場合に備えて、予め、本人が任意後見人になる人を選び、その人との間で公正証書により任意後見契約を締結し、契約の中で任意後見人に与える代理権限を定めておき、本人の判断能力が不十分になって家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時からその契約の効力が生じるものです。任意後見監督人は、文字通り、任意後見人を監督する人であり、任意後見人の権限濫用を防止するために選任されます。

本人の判断能力が低下する前に、財産管理を任せる相手を自ら選び、任意後見人に与える代理権限も契約で定めることができる点で、自己決定を尊重した制度であると言えます。

また、本人の判断能力が低下しておらず任意後見契約が発効していない間でも、例えば、足が弱って外出が困難になったため、財産管理等を任意後見人になる予定の人に任せたいと考える場合が有り得ます。その場合は、任意後見契約だけでなく、財産管理等に関する委任契約も締結し、任意後見契約が発効する前は委任契約に基づく財産管理等が行われ、判断能力が不十分になって任意後見監督人が選任されたら、任意後見に移行する方法があります。もっとも、このような移行型の場合、任意後見契約の発効前は、任意後見監督人はいませんから、財産管理が適切に行われているかどうかを、財産管理等の受任者に対して報告を求める等して、本人自ら注視することも大切です。

専門家に任意後見人をお願いしたいけど誰にお願いすればいいかわからない場合、任意後見契約の内容について詳しく知りたい場合等は、弁護士会へご相談下さい。

● 兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター 電話 078-341-0550

【くすのき法律事務所(神戸市) 弁護士 平野晃子】

このコーナーでは、皆さまからの相談や質問を受付けています。

◎郵便、またはFAXで

・〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300 宍粟市社会福祉協議会
・FAX 0790-72-8788

暮らしの相談・お困りごとは社協へ!

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談

(法律専門相談)

宍粟防災センター

10月19日・26日(金)

11月2日・9日・16日(金)

午後1時30分~4時

※予約制となっております。

(山崎支部 62-5530)

◎無料弁護士相談

平野晃子弁護士(神戸

市・くすのき法律事務所)

による無料法律相談です。

●千種保健福祉センター

11月14日(水)

午後1時~4時

●一宮保健福祉センター

11月28日(水)

午後1時~4時

○1件30分

定員6名(各センター)

○事前に電話予約が必要です。

○先着順で受け付けます

が、初めて利用される方を優先します。

○申し込み:社協本部

(電話72-8787)

◎介護・福祉相談

毎週月~金曜日

午前8時30分~

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口

で、介護に関する相談や苦

情、福祉サービス等の相談

を受け付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。